

加算届出一覧表 (提出方法・必要書類)

【居宅介護支援】

1 届出が必要な加算の内容、提出方法、必要書類

- 以下の加算を算定しようとする場合は、事前に市への届出が必要です。
届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。
- 市の実地指導等の結果、加算の体制が変更となる場合においても、改めて市あてに加算届を提出してください。
- 一覧表内において届出用紙の名称を略称で記載しています。
加算届 : 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
状況一覧表 : 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

内容	提出方法	必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
情報通信機器等の活用等の体制	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算届 ・ 状況一覧表 ・ 加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック表 ・ 勤務形態一覧表 ・ 返信用封筒 	勤務形態一覧表は、加算算定開始月のものを添付して下さい。また、要件2に該当する場合のみ添付してください。
特定事業所加算 (I) (II) (III)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算届 ・ 状況一覧表 ・ 加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック表 ・ 主任介護支援専門員研修修了証の写し ・ 勤務形態一覧表 ・ 会議の予定表 ・ 介護支援専門員研修の実施計画及び実施状況を示した書類 ・ 他法人が運営する事業所との事例検討会、研修会等の実施計画を示した書面 ・ 返信用封筒 	勤務形態一覧表は、加算算定開始月のものを添付して下さい。
特定事業所加算 (A)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算届 ・ 状況一覧表 ・ 加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック表 ・ 主任介護支援専門員研修修了証の写し ・ 勤務形態一覧表 ・ 会議の予定表 ・ 介護支援専門員研修の実施計画及び実施状況を示した書類 ・ 他法人が運営する事業所との事例検討会、研修会等の実施計画を示した書面 ・ 返信用封筒 	勤務形態一覧表は、加算算定開始月のものを添付して下さい。
特定事業所医療介護連携加算		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算届 ・ 状況一覧表 ・ 加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック表 ・ 返信用封筒 	
ターミナルケアマネジメント加算		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算届 ・ 状況一覧表 ・ 加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック表 ・ 返信用封筒 	
上記の加算をやめる		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算届 ・ 状況一覧表 ・ 加算届管理票 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返信用封筒 	

2 届出時期

書類の算定開始月の前月15日（必着。15日が閉庁日の場合は翌開庁日。）が締切りです。

- ※ 翌月からの算定のためには、締切りまでに**本市**に書類が到着している必要があります。締切りに間に合わなかった場合、翌々月からの算定となります。
- ※ 消印有効ではありませんので、ご注意ください。

3 郵送の際の留意点

※ 返信用封筒は、長形3号封筒に84円分の切手を貼って、返信先の宛名を明記のうえ、同封してください。

○郵送の際の手順

- ① 必要書類の作成
- ② ①の事業所控えをとる → 保管
- ③ ①を下記に郵送する。（郵送用ラベルを活用してください。）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 16階
横浜市健康福祉局 介護事業指導課 行

4 加算届の受理書について

○加算届の受理書は再発行できませんので、控えの書類と合わせて保管しておいてください。

[この受理書は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。]

- 受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。
- 加算届管理票の添付がないと受理書を発行できませんので、必ず添付してください。
- 介護情報サービスかながわ等へのデータ更新は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

★郵送用ラベル こちらをコピーの上、使用されると便利です。



〒231-0005 

横浜市中区本町6-50-10

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課

居宅サービス担当 行

<加算届 在中>

